

色とりどりの 性のあり方



多様な性について考えてみませんか？

“性”は、右図のような4つの要素で構成されていると考えることができます。

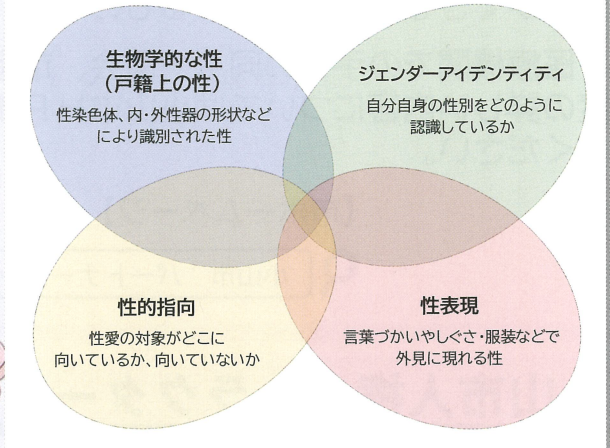
図の性の要素は誰にでも当てはめることができ、一人一人違った性のあり方があります。そのため、少数者・多数者という区別ではなく、“多様”であると捉えることができます。

性は、身体の性別だけではないんだね

自分自身の性のあり方についても考えてみよう！



図



「性的少数者(マイノリティ)」という言葉は、人口に占める性のあり方の割合が多数者(マジョリティ)でないことをいいます。

少数者(マイノリティ)というだけで、社会的に弱い立場になりえるため、存在を示しにくかったり、声をあげにくかったり、差別や偏見にさらされるという問題があります。

性のあり方が多様であることを理解し、一人一人の性のあり方を尊重することは、誰もが自分らしく生きやすい社会の実現につながります。

上図の性の要素の組み合わせによって、様々な性のあり方が存在します。

L Lesbian (レズビアン)
：女性として女性を好きになる人

G Gay (ゲイ)
：男性として男性を好きになる人

B Bisexual (バイセクシュアル)
：異性を好きになることも、同性を好きになることもある人

T Transgender (トランスジェンダー)
：生まれた時の性別とジェンダーアイデンティティに違和感がある人

Q Questioning(クエスチョニング)
：性のあり方を決められない、決めたくない、わからない等の

Cisgender(シスジェンダー)
：性別に違和感のない人

Heterosexual(ヘテロセクシュアル)
：異性を好きになる人

性的指向やジェンダーアイデンティティがはっきりしない・決めたくない・わからない・悩んでいる人もいるんだよ。



性的指向やジェンダーアイデンティティは自分の意志で変えることは難しく、環境の変化や経験を通じて、変化・移行することもあるんだよ。

アウティング は絶対にしない！

アウティングとは、個人の性のあり方を本人の同意なく他の人に暴露することで、重大な人権侵害であり、時に命の危険につながる行為です。

／運用開始／

小山市パートナーシップ宣誓制度

本市では令和5年4月1日から制度の運用を開始しました。

パートナーシップ宣誓制度とは、お互いを人生のパートナーとする宣誓をすることで、市が二人の関係を認め、証明書等を交付する制度です。婚姻制度とは異なり、法律上の効力は発生しませんが、お互いが人生のパートナーとして、安心して共同生活ができるよう、支援するものです。

医療機関での手術の同意や面会、市営住宅の入居申請等でご利用できますが、制度の詳しい内容については小山市HPまたは人権・男女共同参画課までお問い合わせください。

【市ホームページ】



小山市 パートナーシップ宣誓制度

検索



小山市人権キャラクター「つむりん」の紹介



……プロフィール……

性別：ひみつ

誕生日：12月10日(人権デー)

住み処：思川桜の葉っぱ

●**かたつむり** ※カタツムリはオスメス同体の陸貝。

→男女間の差別・偏見のないさまを表します。

●**殻**

→市原産の「思川桜」が突然変異であることから、自分とは違って差別せず受け入れてほしいという思いを表します。花びらは思いやりを表すハートで表しています。

●**触角**

→ハートで人の心を表していて、その間の電波は心と心のつながりを表しています。

●**名前**

→「かたつむり」から思い込みや先入観などの「かた」をはずし、平等に見てほしいという願いを込めています。

相談窓口

～性的マイノリティに関する電話相談～ とちぎにじいるダイヤル

専門相談員が性的指向や性自認に関する様々な悩みや不安などの相談に応じます。お気軽にご相談ください。

直通ダイヤル 028-665-8724

相談無料

相談受付日時 毎月第1・第3金曜日

17:30～19:30 ※祝休日及び年末年始を除く

【ご相談の例】

- ・自分の性別に違和感がある
- ・同性を好きになったが、誰にも相談できない
- ・性的マイノリティであると打ち明けられたが、どう接したらよいかわからない



人権擁護委員による

人権相談

【日時】原則、毎月第2金曜日

10時～12時、13時～15時

予約優先

相談無料

※人権擁護委員は守秘義務があるので、秘密は守られます。

……人権擁護委員とは……

法務大臣から委嘱を受けた民間の人たちです。全国の市町村に約14,000名が配置されています。小山市では14名が活動しています。

発行 令和6(2024)年2月

企画・編集 〒323-8686 栃木県小山市中央町1丁目1番1号

小山市総務部

人権・男女共同参画課

電話 0285-22-9292

FAX 0285-22-8972